

労働者協同組合法施行令案について（概要）

1 制定の趣旨

労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号。以下「法」という。）の施行に伴い、法において政令に委任されている事項を労働者協同組合法施行令（以下「施行令」という。）で定めるもの。

2 具体的内容

別紙のとおり。

3 根拠規定

法第 5 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 32 条第 5 項、第 38 条第 3 項（法第 118 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 40 条第 6 項（法第 94 条第 2 項（法第 123 条において準用する場合を含む。）及び第 118 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 45 条第 9 項（法第 94 条第 2 項及び第 118 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 50 条（法第 118 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 53 条第 4 項及び第 7 項（これらの規定を法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 54 条第 4 項、第 57 条第 2 項、第 94 条（法第 123 条において準用する場合を含む。）並びに第 98 条第 1 項並びに附則第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項（法附則第 19 条において準用する場合を含む。）

4 施行期日等

公布日：令和 4 年 5 月（予定）

施行期日：法の施行の日（令和 4 年 10 月 1 日）

○ 本則関係

第1 労働者協同組合が行うことができない事業

法第7条第2項に規定する政令で定める事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に掲げる労働者派遣事業とする。

第2 組合員以外の者からの監事の選任を要する労働者協同組合の範囲

法第32条第5項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が1,000人であること等とする。

第3 会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え

法の規定により会社法（平成17年法律第86号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて、所要の規定の整備を行う。

第4 書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等

法第53条第4項及び第7項（これらの規定を法第118条第2項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法（法第11条第3項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと等とする。

○ 附則関係

第5 施行期日等

1 この施行令は、法の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。

2 出資の割当てを受けることができない者

法附則第8条第1項に規定する政令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第18条第1項の規定により組織変更（法附則第4条に規定する組織変更をいう。以下同じ。）前の企業組合（中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合をいう。第7において同じ。）から脱退することとなる組合員とする。

3 企業組合の組織変更の登記

企業組合が組織変更をしたときは、法附則第5条第4項第7号に規定する効力発生日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の企業組合については解散の登記をし、組織変更後の労働者協同組合については設立の登記をしなければならないこと等とする。

4 特定非営利活動法人の組織変更の登記

第7の規定は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が組織変更をした場合について準用することとする。

5 組合等登記令の一部改正

組合等登記令（昭和39年政令第29号）の一部を改正し、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会を適用対象とするため、これらを別表に追加する。